

# 助成券利用の際の注意点！！！！

利用券は1回の施術につき1枚利用できるたん！



1回の施術につき1,000円を助成するたん！

保険適用の治療には使えないたん！



再発行できないので紛失しないよう気を付けるたん！

お問い合わせ

北谷町役場 保健衛生課 国民健康保険係 TEL 936-1234 内線 2413・2414

### 正しい使用例 1

慢性的な腰痛で、2,000 円のマッサージ施術を受けた。  
助成券 1 枚（1,000 円）を利用すると、自己負担額は 1,000 円となります。

### 正しい使用例 2

肩こりがひどく、2,000 円のはり灸施術を受けた。  
助成券 1 枚（1,000 円）を利用すると、自己負担額は 1,000 円となります。

### 正しい使用例 3

慢性的なむくみがあり、2,000 円 20 分の指圧の施術を受けた。  
助成券 1 枚（1,000 円）を利用すると、自己負担額は 1,000 円となります。

以下のように使用することはできません。

### まちがった使用例 1

転倒により足を痛めたため、保険証（1割負担）を使ってマッサージ施術を受けたところ、200 円の自己負担が発生したが、マッサージ券を使ったので無料となった。

保険証と助成券の併用はできないため、無料にはなりません！！！！

### まちがった使用例 2

肩こりがひどく、2,000 円のはり灸施術を受けた。  
助成券を 2 枚使用し、無料となった。

助成券は 1 回につき 1 枚しか使用できないため、無料にはなりません！！！！

### まちがった使用例 3

慢性的なむくみがあり、2,000 円 20 分の指圧の施術を受けた。  
助成券 1 枚を利用すると、支払いは 2,000 円のみで、施術所が 10 分延長してくれた。

助成券は 1,000 円の自己負担額補助です。時間の延長はできません！！！！